

令和6年度青森県プロフェッショナル人材等誘致促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、県内企業等の経営革新や新事業展開等に貢献することのできる一定の能力を持つプロフェッショナル人材を県外から確保するために、当該プロフェッショナル人材について正式雇用（正社員として雇用契約を締結することをいう。）を行う際又は副業・兼業による業務委託等を行う際に要する経費について、令和6年度予算の範囲内において、当該企業等に対し、青森県プロフェッショナル人材誘致促進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、青森県補助金等の交付に関する規則（昭和45年3月青森県規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業等)

第2 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）、補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表のとおりとする。

(申請書等)

第3 規則第3条第1項の申請書は、第1号様式によるものとする。

2 規則第3条第2項及び第3項の規定により前項の申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

(1) 事業計画書（第2号様式）

(2) プロフェッショナル人材の住民票の写し（副業・兼業人材活用事業の場合は不要）、履歴書及びプロフェッショナル人材戦略拠点が作成した意見書又はこれに代わる書面

(3) プロフェッショナル人材との労働条件通知書又はこれに代わる書面（副業・兼業人材活用事業の場合は業務委託契約書でも可）

(4) 人材紹介事業者との契約書の写し又はこれに代わる書面

(5) 申請者が法人である場合にあっては、定款又はこれに代わる書面

(6) 申請者が法人である場合にあっては、登記事項証明書又はこれに代わる書面

(7) 会社案内又はこれに代わる書面

(8) 最近2期間の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに代わる書面

(9) 誓約書（第3号様式）

3 第1項の申請書は、原則として、補助対象事業開始10日前までに提出しなければならない。

(補助金の交付の条件)

第4 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において、規則第5条の規定により付された条件となるものとする。

- (1) 補助対象事業の内容の変更(補助目的に変更をもたらさない事業計画の細部の変更を除く。)をする場合又は補助対象事業に要する経費の変更(20パーセント以内の減少を除く。)となる場合において、事業変更承認申請書(第4号様式)を知事に提出してその承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合において、事業中止(廃止)承認申請書(第5号様式)を知事に提出してその承認を受けること。
- (3) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合において、速やかにその旨を知事に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助事業の状況、補助事業の経費の収支その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを補助金の交付に係る年度の翌年度から5年間保管しておくこと。

(申請の取下げの期日)

第5 規則第7条第1項の規定による補助金の交付の申請の取下げの期日は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して10日を経過した日とする。

(補助金の交付方法)

第6 補助金は、補助事業の完了後交付する。

(補助金の請求)

第7 補助金の請求は、補助金請求書(第6号様式)を知事に提出して行うものとする。

(状況報告)

第8 規則第10条の規定による報告は、知事が必要があると認めるときは、事業遂行状況報告書(第7号様式)に事業毎に定める以下の書面を添えて行うものとする。

- (1) プロフェッショナル人材採用事業

人材紹介事業者に紹介手数料を支払ったことを証する書面

- (2) 副業・兼業人材活用事業

ア 交通費及び宿泊費を負担したことを証する書面

イ 人材紹介事業者に紹介手数料を支払ったことを証する書面

(実績報告)

第9 規則第12条の規定による報告は、補助事業の完了の日(補助事業の廃止の承認を受けた場合は、その日)から起算して10日を経過した日又は補助金の交付に係る

年度の３月１０日のいずれか早い期日までに事業完了（廃止）実績報告書（第８号様式）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 事業報告書（第９号様式）
- (2) 第８各号の事業毎に定める書面

附 則

この要綱は、令和６年７月１日に施行し、令和６年４月１日から適用する。

別表（第2関係）

補助対象事業者	県内に事業所がある企業等であって、次の（１）から（８）までに掲げる要件を満たすものであること。 （１）資本金３億円以下又は従業員３００人以下 （２）当該企業等の役員、支配人及び当該企業等の事業所の代表者（以下「役員等」という。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。第６号及び第７号において同じ。）でないこと。 （３）当該企業等及び当該企業等の役員等が自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を与える目的で暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）の威力を利用したことがある者でないこと。 （４）当該企業等及び当該企業等の役員等が暴力団の威力を利用する目的で金品その他財産上の利益の供与（以下この号及び次号において「金品等の供与」という。）をし、又は暴力団の活動若しくは運営を支援する目的で相当の対価を得ない金品等の供与をしたことがある者でないこと。 （５）当該企業等及び当該企業等の役員等が正当な理由なく、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら金品等の供与をしたことがある者でないこと。 （６）当該企業等の役員等が暴力団員と交際している者でないこと。 （７）暴力団又は暴力団員が実質的に当該企業等の経営に関与していないこと。 （８）その者又はその支配人（その者が法人の場合にあっては、その者又はその役員若しくはその支店若しくは事務所の代表者）が第１号から前号までのいずれかに該当することを知りながら当該者とこの補助事業に係る契約を締結するものでないこと。		
補助対象事業	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="424 1384 927 1982"> ○プロフェッショナル人材採用事業 補助対象事業者が青森県プロフェッショナル人材戦略拠点（以下「拠点」という。）に相談し、拠点から取り繋ぎされた人材紹介事業者（職業安定法（昭和２２年法律第１４１号）に基づく有料職業紹介事業の許可を受けている者で、拠点の登録を受けた者をいう。）からプロフェッショナル人材の紹介を受け、当該プロフェッショナル人材を正式雇用する事業であって、令和６年４月１日から令和７年２月２８日までの間に勤務が </td><td data-bbox="927 1384 1430 1982"> ○副業・兼業人材活用事業 補助対象事業者が青森県プロフェッショナル人材戦略拠点（以下「拠点」という。）に相談し、拠点から取り繋ぎされた人材紹介事業者（職業安定法（昭和２２年法律第１４１号）に基づく有料職業紹介事業の許可を受けている者で、拠点の登録を受けた者をいう。）からプロフェッショナル人材の紹介を受け、当該プロフェッショナル人材を副業・兼業の手法にて、雇用又は業務委託により補助対象事業者の事業活動に一定期間従 </td></tr> </table>	○プロフェッショナル人材採用事業 補助対象事業者が青森県プロフェッショナル人材戦略拠点（以下「拠点」という。）に相談し、拠点から取り繋ぎされた人材紹介事業者（職業安定法（昭和２２年法律第１４１号）に基づく有料職業紹介事業の許可を受けている者で、拠点の登録を受けた者をいう。）からプロフェッショナル人材の紹介を受け、当該プロフェッショナル人材を正式雇用する事業であって、令和６年４月１日から令和７年２月２８日までの間に勤務が	○副業・兼業人材活用事業 補助対象事業者が青森県プロフェッショナル人材戦略拠点（以下「拠点」という。）に相談し、拠点から取り繋ぎされた人材紹介事業者（職業安定法（昭和２２年法律第１４１号）に基づく有料職業紹介事業の許可を受けている者で、拠点の登録を受けた者をいう。）からプロフェッショナル人材の紹介を受け、当該プロフェッショナル人材を副業・兼業の手法にて、雇用又は業務委託により補助対象事業者の事業活動に一定期間従
○プロフェッショナル人材採用事業 補助対象事業者が青森県プロフェッショナル人材戦略拠点（以下「拠点」という。）に相談し、拠点から取り繋ぎされた人材紹介事業者（職業安定法（昭和２２年法律第１４１号）に基づく有料職業紹介事業の許可を受けている者で、拠点の登録を受けた者をいう。）からプロフェッショナル人材の紹介を受け、当該プロフェッショナル人材を正式雇用する事業であって、令和６年４月１日から令和７年２月２８日までの間に勤務が	○副業・兼業人材活用事業 補助対象事業者が青森県プロフェッショナル人材戦略拠点（以下「拠点」という。）に相談し、拠点から取り繋ぎされた人材紹介事業者（職業安定法（昭和２２年法律第１４１号）に基づく有料職業紹介事業の許可を受けている者で、拠点の登録を受けた者をいう。）からプロフェッショナル人材の紹介を受け、当該プロフェッショナル人材を副業・兼業の手法にて、雇用又は業務委託により補助対象事業者の事業活動に一定期間従		

	開始されるもの（但し、県内への住民票の異動を伴うものに限る）。	事させる事業であって、令和6年4月1日から令和7年2月28日までの間に雇用又は業務委託が開始されるもの。
補助対象経費	人材紹介事業者に支払う紹介手数料	プロフェッショナル人材が副業・兼業で県内の事業所にて業務を行う場合に事業者が負担した以下の経費 (1)交通費及び宿泊費 （但し、1回の往復移動に伴う交通費の実費負担が1万円未満の場合は補助対象外） (2) 人材紹介事業者に支払う紹介手数料 （但し、前項の経費が生じる月の月額相当分） ※交通費及び宿泊費は、職員等の旅費及び費用弁償に関する条例（昭和二十七年九月二日青森県条例第四十五号）に基づき算出した額又は実費のいずれか低い額とする。 ※交通費は、公共交通機関（原則として、タクシーを除く）を利用した場合に限る。
補助金の額	補助対象経費の2分の1に相当する額（千円未満の端数切捨て）とし、上限をプロフェッショナル人材の正式雇用者又は副業・兼業による業務実施者1人につき50万円とする	

第1号様式（第3関係）

年 月 日

青森県知事 殿

住 所
申請者 企 業 名
代表者職・氏名

令和6年度青森県プロフェッショナル人材誘致促進
事業費補助金交付申請書

令和6年度青森県プロフェッショナル人材誘致促進事業費補助金の交付を受けたいので、
青森県補助金等の交付に関する規則第3条の規定により、関係書類を添え下記のとおり申
請します。

記

1 補助対象事業（該当するどちらか一方に○を記入）

☐	プロフェッショナル人材採用事業
☐	副業・兼業人材活用事業

2 補助事業に要する経費及び補助金交付申請額

- (1) 補助事業に要する経費 円
(2) 補助金交付申請額 円

3 補助事業完了予定日 年 月 日

4 添付書類

- (1) 事業計画書
(2) プロフェッショナル人材の住民票の写し（副業・兼業人材活用事業の場合は不要）、
履歴書及び青森県プロフェッショナル人材戦略拠点の意見書又はこれに代わる書面
(3) プロフェッショナル人材との労働条件通知書又はこれに代わる書面（副業・兼業人材
活用事業の場合は業務委託契約書でも可）
(4) 人材紹介事業者との契約書の写し又はこれに代わる書面
(5) 定款又はこれに代わる書面（個人である場合を除く）
(6) 登記事項証明書又はこれに代わる書面（個人である場合を除く）
(7) 会社案内又はこれに代わる書面
(8) 最近2期間の貸借対照表及び損益計算書又はこれに代わる書面
(9) 誓約書

- (注) 1 本様式は、日本産業規格A4判とすること。
2 プロフェッショナル人材又は副業・兼業人材毎に申請すること

第2号様式（第3関係）

事業計画書

企 業 名		
住 所	〒	
代表者職・氏名		
電 話 番 号		
業 種 等	業種	資本金 円 従業員数 人
担 当 者	所 属	
	役 職	
	氏 名	
	電 話 番 号	
	F A X 番 号	
	E - m a i l	
金融機関口座	金 融 機 関 名	
	支 店 名	
	預 金 種 別	
	口 座 番 号	
	口 座 名 義	
	口座名義カナ	
プロフェッショナル人材を採用（副業・兼業人材として活用）して行う事業の概要		

青森県プロフェッショナル人材戦略拠点との相談概要

利用する人材紹介事業者

プロフェッショナル人材の経歴（出身地も記載すること）

プロフェッショナル人材誘致促進事業費補助金の交付申請額

※副業・兼業人材活用事業に係る申請の場合は、下記のとおり記載すること。

申請額 _____ 円

内訳 交通費及び宿泊費 _____ 円

人材紹介事業者に

支払う紹介手数料 _____ 円

算定根拠は付表 1 のとおり

（注）本様式は、日本産業規格 A 4 判とすること。

第3号様式（第3関係）

年 月 日

青森県知事 殿

住 所

ふ り が な
申請者 企 業 名

ふ り が な
代 表 者 氏 名

印

代表者生年月日 年 月 日生

誓 約 書

令和6年度青森県プロフェッショナル人材誘致促進事業費補助金の交付の申請に当たり、
下記事項を誓約し、本書を提出します。

記

当社（私）は、自らが反社会的勢力（「暴力団による不当な行為の防止等に関する法律」
に定義する暴力団及びその関係団体等をいう。）でないこと、当社（私）の関係者が反社会
的勢力の構成員でないことを誓約するとともに、反社会的勢力と関係をもち、利用または
反社会的勢力を名乗るなどの行為を行わないこと、またはこれらの行為によって、不法行為
をなし、若しくは名誉や信用を毀損する行為を一切行わないことを誓約します。

（注）本様式は、日本産業規格A4判とすること。

第 4 号様式（第 4 関係）

年 月 日

青 森 県 知 事 殿

住 所
補助事業者 企 業 名
代表者職・氏名

令和 6 年度青森県プロフェッショナル人材誘致促進事業変更承認申請書

年 月 日付け青若定第 号で補助金の交付決定の通知を受けたプロフェッショナル人材誘致促進事業の内容を下記のとおり変更したいので、令和 6 年度青森県プロフェッショナル人材誘致促進事業費補助金交付要綱第 4 第 1 号の規定により、関係書類を添え下記のとおり申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

変 更 前	変 更 後

- (注) 1 事業計画書に準じて記入のこと。
2 本様式は、日本産業規格 A 4 判とすること。

第5号様式（第4関係）

年 月 日

青 森 県 知 事 殿

住 所
補助事業者 企 業 名
代表者職・氏名

令和6年度青森県プロフェッショナル人材誘致促進事業
中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け青若定第 号で補助金の交付決定の通知を受けたプロフェッショナル人材誘致促進事業を中止（廃止）したいので、令和6年度青森県プロフェッショナル人材誘致促進事業費補助金交付要綱第4第2号の規定により、関係書類を添え下記のとおり報告します。

記

1 中止（廃止）する理由

2 中止の期間（廃止の時期）

（注）本様式は、日本産業規格A4判とすること。

第 6 号様式（第 7 関係）

年 月 日

青 森 県 知 事 殿

住 所
補助事業者 企 業 名
代表者職・氏名

令和 6 年度青森県プロフェッショナル人材誘致促進事業費補助金
請求書

年 月 日付け青若定第 号で交付決定の通知を受けた令和 6 年度青
森県プロフェッショナル人材誘致促進事業費補助金について、同補助金交付要綱第 7 の規
定により、下記のとおり請求します。

記

金 円

- 1 交 付 決 定 額
- 2 補 助 金 確 定 額
- 3 今 回 請 求 額
- 4 振 込 先

金融機関名、支店名	
口座種別及び口座番号	
口 座 名 義	

（注）本様式は、日本産業規格 A 4 判とすること。

第7号様式（第8関係）

年 月 日

青 森 県 知 事 殿

住 所
補助事業者 企 業 名
代表者職・氏名

令和6年度青森県プロフェッショナル人材誘致促進事業
遂行状況報告書

年 月 日付け青若定第 号で補助金の交付決定の通知を受けたプロフェッショナル人材誘致促進事業の遂行状況について、令和6年度青森県プロフェッショナル人材誘致促進事業補助金交付要綱第8の規定により、関係書類を添え下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金交付決定額 円
- 2 補助事業完了予定期日 年 月 日
- 3 添付書類
 - (1) プロフェッショナル人材採用事業
人材紹介事業者に紹介手数料を支払ったことを証する書面
 - (2) 副業・兼業人材活用事業
交通費及び宿泊費を負担したことを証する書面
人材紹介事業者に紹介手数料を支払ったことを証する書面

- (注) 1 本様式は、日本産業規格A4判とすること。
2 プロフェッショナル人材又は副業・兼業人材毎に報告すること

第7号様式（第8関係）別紙

(年 月 日現在)

企 業 名		
住 所	〒	
代表者職・氏名		
電 話 番 号		
業 種 等	業種	資本金 円 従業員数 人
担 当 者	所 属	
	役 職	
	氏 名	
	電 話 番 号	
	F A X 番 号	
	E-mail	
プロフェッショナル人材の経歴（出身地も記載すること）		

プロフェッショナル人材を採用（副業・兼業人材として活用）して行っている事業の概要

(遂行状況)

(今後の予定)

利用している人材紹介事業者

プロフェッショナル人材誘致促進事業費補助金の対象経費の執行
(執行状況)

(今後の予定)

(注) 本様式は、日本産業規格 A 4 判とすること。

第 8 号様式（第 9 関係）

年 月 日

青 森 県 知 事 殿

住 所
補助事業者 企 業 名
代表者職・氏名

令和 6 年度青森県プロフェッショナル人材誘致促進事業
完了（廃止）実績報告書

年 月 日付け青若定第 号で補助金の交付決定の通知を受けたプロフェッショナル人材誘致促進事業が完了（を廃止）したので、令和 6 年度青森県プロフェッショナル人材誘致促進事業費補助金交付要綱第 9 の規定により、関係書類を添え下記のとおり報告します。

記

1 補助対象事業（該当するどちらか一方に○を記入）

☐	プロフェッショナル人材採用事業
☐	副業・兼業人材活用事業

2 補助事業に要した経費及び補助金額

(1) 補助事業に要した経費 円

(2) 補助金額 円

3 補助事業完了期日 年 月 日

4 添付書類

(1) 事業報告書

(2) 事業毎に定める以下の書面

ア プロフェッショナル人材採用事業

人材紹介事業者に紹介手数料を支払ったことを証する書面

イ 副業・兼業人材活用事業

交通費及び宿泊費を負担したことを証する書面

人材紹介事業者に紹介手数料を支払ったことを証する書面

(注) 1 本様式は、日本産業規格 A 4 判とすること。

2 プロフェッショナル人材又は副業・兼業人材毎に報告すること

第9号様式 (第9 関係)

事業報告書

(年 月 日事業完了)

企 業 名		
住 所	〒	
代表者職・氏名		
電 話 番 号		
業 種 等	業種	資本金 円 従業員数 人
担 当 者	所 属	
	役 職	
	氏 名	
	電 話 番 号	
	F A X 番 号	
	E-mail	

プロフェッショナル人材の経歴（出身地も記載すること）

プロフェッショナル人材を採用（副業・兼業人材として活用）して行っている事業の概要

（補助事業期間の実績）

（今後の見込み）

利用した人材紹介事業者

プロフェッショナル人材誘致促進事業費補助金の額

※副業・兼業人材活用事業の場合は、下記のとおり記載すること。

申請額 _____ 円

内訳 交通費及び宿泊費 _____ 円

人材紹介事業者に

支払った紹介手数料 _____ 円

算定根拠は付表２のとおり

（注）本様式は、日本産業規格 A 4 判とすること。